

★ 警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（行政管理課）

- 一 改正の要旨  
事業の円滑な執行及び事務手続の迅速化を図るため、警察本部長に対して委任している物品の取得及び処分に関する権限を拡大するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年一月一日